平成２１年（フ）第７８６９号
神奈川県相模原市陽光台２丁目２－６　サンハイツ陽光台Ⅱ－902
破産者　加瀬　義昭（旧姓小倉）
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９５０号
神奈川県川崎市中原区新丸子732－２－606、開始決定時の住所神奈川県川崎市中原区今井西町222－28－103
破産者　芝田　初増
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０７５号
東京都世田谷区上北沢５丁目43－１－104
破産者　竹内　祥重
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４３９号
千葉県柏市新逆井１丁目38－３、開始決定時の住所東京都足立区千住関屋町17－15－２－216
破産者　山口　貴代
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５０４号
兵庫県神戸市須磨区行幸町３丁目５－35－204、住民票上の住所兵庫県神戸市須磨区天神町３丁目４－３
破産者　松下　直人
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１０２号
東京都葛飾区東金町６丁目14－３－102
破産者　橋本美知子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２３号
東京都板橋区南常盤台１丁目19－８－102
破産者　長谷川　浩
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７２６号
栃木県下都賀郡野木町友沼5949－２－Ａ２－201、住民票上の住所茨城県古河市東山田1815－189
破産者　大里三千夫
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７２７号
栃木県下都賀郡野木町友沼5949－２－Ａ２－201、住民票上の住所茨城県古河市東山田1815－189
破産者　大里　和子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７３４号
千葉県浦安市東野３丁目14－９、開始決定時の住所千葉県浦安市北栄４丁目12－７－305
破産者　佐久間　孝
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７８５号
東京都杉並区和田３丁目33－７－201
破産者　伴　　麻子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３５５号
東京都板橋区仲町11－５　エヴァグリーン・Ｔ101
破産者　浜野　　亮
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３７８号
千葉県市川市原木１丁目21－15－103
破産者　磯貝　節子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３９３号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾５丁目13－１－408
破産者　馬場　安夫
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３９４号
埼玉県深谷市原郷177－１－Ｂ－202
破産者　栗生亜希子（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９１３号
東京都町田市原町田２丁目５－８
破産者　寺田　聖子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９４９号
東京都世田谷区経堂５丁目31－８－303
破産者　奥寺美由紀
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９７６号
埼玉県さいたま市南区曲本１－４－16、住民票上の住所東京都練馬区南田中４丁目９－18　平井方
破産者　屋敷　朋美
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９７７号
東京都府中市清水が丘３丁目11－20
破産者　志村　幸弘
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９７８号
東京都練馬区石神井町２丁目28－16　パークハイツ・ＫＢ棟101
破産者　山田　輝明
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９７９号
東京都江戸川区南葛西４丁目11－19－508
破産者　杉田泰三こと　蒋　　泰三
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部